## 第8回 バイオマス活用推進会議 議事概要

日 時:平成28年9月6日(火)15:00~15:30

場 所:農林水産省第2特別会議室

出席者:農林水産省 礒崎副大臣、井上食料産業局長、川野バイオマス循環資源課長

内閣府 豊田大臣政務官、鷹觜政策統括官(科学技術・イノベーション

担当)付ディレクター

総務省 冨樫大臣政務官、松田地域政策課長

文部科学省 田中研究開発局長、藤吉環境エネルギー課長

経済産業省 中川大臣政務官、松山新エネルギー課長

国土交通省 藤田総合政策局長、櫛田環境政策課長

環境省 鎌形地球環境局長

他

## [概 要]

(礒崎副大臣(開会挨拶)) バイオマスは再生可能な資源であり、これを製品やエネルギー源として活用していくことは、バイオマスが豊富に存在する農山漁村の活性化や地球温暖化の防止、循環型社会の形成といった我が国の抱える課題を解決するための重要な取組。

昨年9月、本会議において、平成22年の策定から約5年が経過したバイオマス活用推進基本計画について、バイオマスを取り巻く情勢の変化なども踏まえつつ、これまでの実績や成果を点検する作業を進めることとして、外部有識者で構成されるバイオマス活用推進専門家会議を設置し、同会議での計4回の議論及びパブリックコメント等を経て、今般、バイオマス活用推進基本計画の改定案がとりまとめられたところ。

本日の会議では、この改定案についてご議論をいただいたうえで、最終案として決定したいと考えている。この会合が実りあるものとなるよう、忌憚のないご意見をお願いしたい。

[ 議題について、事務局(井上局長)から資料説明 ]

(礒崎副大臣) ただ今の説明について、皆様のご意見を伺いたい。

(豊田内閣府大臣政務官)内閣府では、総合科学技術・イノベーション会議を中心に、 バイオマス活用のための技術開発の推進に取り組んでいる。

まず、今年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画では、エネルギーや 資源の安定的な確保の観点から、バイオマスからの燃料等の製造および利用技術 の研究開発に取り組むとしているところ。 現在、内閣府では、今年5月に閣議決定いたしました科学技術イノベーション総合戦略 2016 にもとづいて、各省の協力をいただきながら、平成 29 年度の重きを置くべき施策の特定を進めている中で、バイオマス資源由来のバイオ燃料製造技術、化学品等生産技術等のバイオマス利活用技術の開発・実証が挙げられている。

また、地球温暖化対策として 2050 年を見据えて革新的技術を特定し、長期的な研究開発推進体制をまとめたエネルギー・環境イノベーション戦略を今年 4 月に策定し、これにおいてもバイオマスの利活用に関する取組を今後も着実に継続していくとしている。

今回のバイオマス活用推進基本計画の改定に当たっては、これらの新しい科学技術政策に沿い、最新の状況を踏まえてさらなるイノベーションにつながる施策を盛り込み、エネルギーや資源の安定的な確保に資する技術開発を一層促進していくことが重要だと考えている。

(冨樫総務大臣政務官) 今回の基本計画改定において、地域に利益が還元される取組 を推進するため、地域経済の好循環に結び付く構想づくりや地域密着型企業の 立ち上がりなどを支援することが新たに盛り込まれている。

総務省では、経済環境の変動等にも強い地域経済への転換と地域雇用の創出 等による地域経済好循環の拡大を図ることが地域の活性化において重要である と認識し、地域経済好循環推進プロジェクトを推進している。

具体的には、「地域経済循環創造事業交付金」(ローカル 10,000 プロジェクト)として、産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援している。

また、「分散型エネルギーインフラプロジェクト」として、自治体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援している。

今後とも、このバイオマス活用推進基本計画の改定を踏まえ、関係省庁との連携を強化しつつ、地域経済好循環推進プロジェクトを引き続き推進して参りたい。

(中川経済産業大臣政務官)再生可能エネルギーは、地球温暖化対策やエネルギー自給の観点から重要。特に、バイオマス発電は、エネルギー基本計画においても「安定的に発電を行うことが可能な電源となりうる、地域活性化にも資するエネルギー源」と位置づけられており、また、昨年7月に策定したエネルギーミックスでは、全電源の3.7~4.6%程度に導入拡大させることを目指している。固定価格買取制度(FIT)開始以降、本年4月末までに運転を開始したバイオ

マス発電設備は、約53万キロワットと順調に拡大しているが、その一方で、燃

料の安定供給の確保と需給バランスの確保が課題。

そのため、先の通常国会でFIT法の改正を行い、複数年度の価格設定により 投資が拡大しやすい環境にするとともに、今後の認定制度の運用において、関 係省庁や都道府県と事業者の認定情報等を共有しながら、安定的な燃料調達計 画を含めた事業実施可能性を適確に判断できる体制を構築してまいりたい。

また、地域の実情に合わせたバイオマス利用の拡大を図るため、農林水産省とも連携し、地域自立型のバイオマスエネルギー活用モデルを確立するための 実証事業に取り組んでいるところ。

さらに、エネルギーセキュリティの向上や燃料の多様化の観点から、バイオ 燃料の導入も重要な課題。食糧と競合しないセルロース系バイオエタノールや 微細藻類等を原料とした次世代バイオ燃料の商用化を見据えた研究開発を引き 続き推進していきたい。

今回の改定計画案では、こうした視点や取組の必要性について適切に盛り込まれており評価するとともに、今後ともバイオマス活用の更なる促進に向けて、関係省庁と一体となって積極的に取り組んでまいりたい。

(田野瀬文部科学大臣政務官(田中研究開発局長代読))文部科学省としては、バイオマスの利活用を含めた環境負荷の少ない低炭素社会の実現に資する革新的な技術の研究開発を推進している。

今回改定されるバイオマス活用推進基本計画には、バイオマスを利用した付加価値の高い製品や燃料の製造技術に関する革新的な研究開発を推進することが 規定されている。

現在、文部科学省においては、耐熱性や耐衝撃性等の高いバイオプラスチック や微細藻類による次世代バイオ燃料の研究開発等を進めており、今後とも、関係 府省とも連携してこうした研究開発を推進し、バイオマス利活用の促進に貢献し てまいりたい。

(根本国土交通大臣政務官(藤田総合政策局長代読))国土交通省としては、これまでも、下水汚泥のバイオマスとしての活用を推進する観点から、官民連携による下水バイオマスのバイオガス化・固形燃料化等のエネルギー利用施設等に対する支援、下水汚泥からの水素製造等の革新的技術の実証などに取り組んできた。

また、昨年5月には、下水道法が改正され、下水道管理者に対して下水汚泥 を燃料又は肥料として利用するよう努力義務が規定された。今後は、地球温暖 化対策の推進や循環型社会の形成がより一層重要になるものと認識。

今般のバイオマス活用推進基本計画の改定を踏まえ、引き続き関係省庁連携 のもと、バイオマスの一層の活用に向けて、積極的に取り組んでまいりたい。 (比嘉環境大臣政務官(鎌形地球環境局長代読))バイオマスの活用については、化石燃料由来のエネルギーや製品をバイオマス由来で代替することにより、温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出削減につながることから、地球温暖化対策に貢献するものと考えている。

また、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び熱回収を総合的に推進するとともに、持続的に再生可能な資源であるバイオマスの総合的な活用をより一層促進することにより、循環型社会の構築にも資するものと考えている。

環境省としては、29年度の概算要求においてもバイオマス利用を推進する ための事業を要求しており、バイオマスを含めた再生可能エネルギーの導入等 を中長期的に、着実に拡大することにより、低炭素社会及び循環型社会を実現 してまいりたい。

(礒崎副大臣) バイオマス分野の現在の問題点をまとめて良い方向性を示してくれた ことに感謝申し上げる。

その上で、本日のご意見も含め、用いている言葉が難しいと感じた。バイオマスとは何か、また発電以外にどのような取組があるか等を、国民に分かりやすく伝える工夫が必要。各府省で努めていただきたい。

それでは、異議等ないため、本案をバイオマス活用推進基本計画(案)として本会議にて決定することとしたいが、よろしいか。

## [ 異議なしの声あり]

(礒崎副大臣) それでは、決定された本案について、閣議決定の手続きに移ることと し、各府省におかれては、引き続きのご協力をお願いしたい。

(以上)